

道路等の設置又は管理の瑕疵にかかる事故の事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市又は川崎市長が管理する公の営造物のうち、建設緑政局長及び各区長が所管する道路、公園、河川、水路、自転車等駐車場及び自転車保管所等（以下「道路等」という。）の設置又は管理の瑕疵にかかる事故の取扱いについて必要な事項を定め、迅速かつ的確に処理することを目的とする。

(事故内容等の把握)

第2条 道路等において事故が発生したときは、これを所管する区長は直ちに職員を現場に派遣し、事故の状況、事故発生の原因、道路等の管理瑕疵の有無等の必要な事項を調査するものとする。なお、区長が所管しない道路等における事故発生時の対応は、この要綱に基づき、その施設を所管する長が行うものとする。

(事故現場における措置)

- 第3条 区長は、事故発生現場で事故が再発するおそれがあると認めるときは、補修等の応急措置を講ずるものとする。
- 2 前項の規定により応急措置を講ずる場合は、応急措置前の状況を写真等により記録しておくものとする。
 - 3 区長は、必要があると認めるときは、所轄警察署に通報し、交通規制の実施等を依頼するものとする。

(事故発生の報告)

- 第4条 区長は、事故の内容等を把握したときは、その調査結果に基づいて事故発生報告書（第1号様式）を作成し、速やかに建設緑政局長に報告するものとする。
- 2 区長は、前項の報告の後、当該事故に関する新たな事実を知ったときは、事故経過報告書（第2号様式）によりその内容を建設緑政局長に報告するものとする。

(損害賠償責任の判断)

第5条 建設緑政局長は、区長等の意見を聞いて損害賠償責任の有無を判断するものとする。

2 前項における、判断要件は、おおむね次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 道路等の瑕疵が現実存在すること。
- (2) 道路等の瑕疵と事故との間に相当因果関係があること。
- (3) 通常管理体制に不備が認められること。

(被害者等との交渉)

第6条 区長は、被害者等から損害賠償の請求があったときは、被害者等と交渉を行うものとする。

- 2 区長は、被害者等と交渉したときは、その内容を明らかにするために事故経過報告書(第2号様式)により建設緑政局長に報告するものとする。
- 3 区長は、被害者等との交渉過程で得られた事項について、疑義が生じたときは、その事実を確認するための調査(裏付調査)をするものとする。

(損害賠償額の算定)

第7条 建設緑政局長は、第5条第1項の規定により損害賠償責任があると判断した場合は、被害者から次の各号に掲げる書類のうち必要な書類の提出を受けて、損害額を算定するものとする。このとき必要に応じて総務企画局及び財政局と協議する。

- (1) 診断書
- (2) 休業証明書
- (3) 修理見積書
- (4) その他損害額の算定に必要な書類

- 2 損害賠償の対象となる損害は、当該事故との間に相当因果関係がある損害に限るものとする。
- 3 損害額の算定に際し、被害者に過失があるときは、その過失の程度により損害賠償額を減額する。
- 4 建設緑政局長は損害賠償額の算定を行う場合は、管理瑕疵対策委員会に諮るものとする。

(管理瑕疵対策委員会)

第8条 管理瑕疵対策委員会は、調査事項について建設緑政局長に報告するものとする。

- 2 管理瑕疵対策委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、建設緑政局総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 建設緑政局総務部庶務課長

- (2) 建設緑政局緑政部みどりの管理課長
 - (3) 建設緑政局緑政部みどりの保全整備課担当課長
 - (4) 建設緑政局道路河川管理部路政課長
 - (5) 建設緑政局道路河川整備部施設維持課長
 - (6) 建設緑政局道路河川整備部河川課長
- 5 管理瑕疵対策委員会の運営に関し必要な事項は、建設緑政局長が別に定める。

(示談書・合意書)

- 第9条 第7条の規定により損害賠償額を算定したときは、建設緑政局長は速やかに示談書（第4号様式）案を作成して総務企画局及び財政局に合議するものとし、区長は、当該損害賠償額を被害者等に提示するものとする。
- 2 前項の規定に関わらず、議会の議決を得る場合等、特に必要と認められる場合は、あらかじめ被害者等から損害賠償額に関する合意書（第3号様式）を受けものとする。
- 3 第1項の規定により示談が成立したときは、建設緑政局長は速やかに被害者等に対する損害賠償金の支払いを行うものとする。

(求償権の行使)

- 第10条 建設緑政局長は、損害賠償の原因について、他に責任を負うべきものがあるときは、これに対して求償権を行使するものとする。

(協力関係)

- 第11条 建設緑政局長は、損害賠償事務に係る事項について、必要があると認めるときは、関係局・付保機関に対し協力を求めるものとする。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて、建設緑政局長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
(道路等の設置又は管理のかしにかかる事故の事務処理要領の廃止)
- 2 道路等の設置又は管理のかしにかかる事故の事務処理要領（昭和59年6月1日施行）は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。